

仕様書

件名

グループウェアシステム (GoogleApps) の利用について

仕様内容

1. Google Apps アカウント 530 ライセンス利用
2. 以下のサービスを提供及び自社でサポートが可能なこと
 - ①グループカレンダー機能
 - ・カレンダー画面で部署を階層表示できること
 - ・カレンダー画面からメール作成画面を起動できること
 - ②グループアドレス帳機能
 - ・部署を階層表示し、部署の代表メールアドレス、部署に所属するユーザーの氏名およびメールアドレスを一覧できること
 - ③ポップアップ警告機能
 - ・メール送信時に警告メッセージをポップアップで表示できること
 - ・社内向け、社外向けで警告メッセージの表示を変えられること
 - ・管理者がポリシー(検出する宛先件数、添付ファイルの拡張子チェック(lzh,zip))を編集可能であること
 - ④管理者向け機能
 - ・ユーザー一覧のインポート/エクスポート
 - ・メールグループ一覧のインポート/エクスポート
 - ・事前にユーザー、グループ情報を登録し、タスク管理により Google Apps へ決まった期日に取込みが出来ること
 - ⑤メールアーカイブ機能
 - ・専用サイトで履歴を検索・閲覧できること
 - ・履歴保存期間3年以上
 - ※365日を超えてオンラインでの保存が不可の場合には、記録媒体で当社へ納品すること
 - ⑥メール誤送信防止機能
 - ・ポリシー設定により、誤送信防止機能を有すること
 - ・添付ファイルの自動暗号化、一時保留、上長承認機能を有すること
 - ・「To」や「Cc」に外部宛での大量メールアドレスを誤って指定した場合、「Bcc」に強制的に変換すること
3. 2のサービスのユーザー、管理者向けの2種類のマニュアルを作成し、ユーザー、管理者に対し教育訓練を実施すること
(ただし、メールアーカイブ機能のユーザー向けマニュアルは不要)
4. 管理者向けテクニカルサポート2年間
5. 2の①および②において、事前に指定する階層設定を行った上で納品すること
(Google Appsにて作成済みの約90グループの内、約25グループを階層表示)

履行場所

(公財) 東京都中小企業振興公社
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9

契約期間

平成28年5月1日～平成30年4月30日(2年間)
1年目:平成28年5月1日～平成29年4月30日
2年目:平成29年5月1日～平成30年4月30日

支払条件	<p>契約期間の1年目のサービス利用開始後、2年目のサービス利用開始後の2回に分けて支払う。また、それぞれ適法な請求書を提出した日から30日以内とする。</p>
契約情報の公表	<p>公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。</p> <p>①公表項目 契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額</p> <p>②公表時期及び手法 決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。</p> <p>なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。</p>
暴力団等排除に関する特約事項	<p>暴力団等排除に関する特約事項については、別紙に定めるところによる。</p>
問い合わせ先	<p>（公財）東京都中小企業振興公社 企画管理部 企画課 梶山・金子 TEL：03-3251-7897</p>

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。